

令和元年 11 月 15 日

第 172 回介護給付費分科会での議論に係る意見

社会保障審議会介護給付費分科会委員

東京都奥多摩町長 河村 文夫

1. 地域区分について（議題 1）

地域区分については、これまでも、「地域区分が市町村単位で設定されるために、相対的に地域区分の低い市町村においては、事業者参入や介護人材確保が困難になっており、特に、民間事業者の参入が見込めない中山間地域の町村においては影響が大きいと、近隣地域とのアンバランスの解消に取り組むべきこと」、そして、「少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきこと」を意見として申し上げてきた。

平成 27 年度介護報酬改定において、いわゆる「複数隣接ルール」が、また、平成 30 年度介護報酬改定においては、いわゆる「完全囲まれルール」が新設された。さらに、資料 1 の 8 頁の対応案では、「令和 3 年度改定後も、引き続き、現行の級地を適用することを基本」とした上で、2 つのいずれかのルールに該当する自治体を対象とした特例が示されている。これらの特例は、隣接地域とのバランスを考慮した公平性の確保に寄与するものではあるが、対象となる自治体が限定的であり、近隣地域とのアンバランスを解消するには十分なものになっていない。

中山間地域では、事業者参入や介護人材確保がますます困難になる中、地域区分の設定が、これらの地域における必要な介護サービスの安定的な確保の妨げにならないよう、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲での設定も含め、見直しを検討すべきである。

なお、「平成 30 年度介護報酬改定に関する審議報告」に「今後の課題」として記載があるように、「都市部や中山間地域等のいかににかかわらず、本人の希望する場所で、その状態に応じたサービスを受けることができるようにする観点から、どのような対応を図ることが適当なのか」ということについて、地域区分の問題と併せて、事業者参入や介護人材確保の観点から、引き続き検討いただきたい。

2. 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について（議題 2）

資料 2 にもあるように、平成 30 年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所における人材育成の取組を推進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とし、令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置期間が設けられた。

これに対し、多くの自治体から、現在の経過措置期間では、主任ケアマネジャーの確保が困難な居宅介護支援事業所が見込まれるため、経過措置期間の延長を求める意見が出されている。特に、中山間地域や離島のように、そもそも居宅介護支援

事業所が少ない地域では、管理者要件を満たすことができずに休止・廃止になれば、利用者に多大な混乱を招くこととなる。

こうした中、資料2の10頁において、「当該管理者が管理者である限り」という条件付きではあるが、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予すること、さらには、特別地域居宅介護支援加算及び中山間地域等における小規模事業所加算を取得している事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いも可能とすること―が対応案として示された。

居宅介護支援事業所は、利用者が安心して、最適な介護サービスを受けるために大変重要な役割を果たしており、是非とも、対応案の方向で進めていただきたい。

なお、対応案の3つ目に「令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまった事業所については、・・・管理者が主任ケアマネジャーとする要件の適用を1年間猶予すること」が示されたが、この猶予期間が1年間で十分か否か、関係者の意見を踏まえながら、しっかりと検討すべきと考える。